

口座振込依頼書

(新規 ・ 変更)

直方市福祉事務所長 殿

私の世帯の保護金品の支給については、下記の口座に振り込んでくださいますようお願いいたします。

年 月 日

世帯主住所			
世帯主氏名			
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店名 (店番)	支店 ()
預金種目	普通預金 ・ 当座預金	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)	()		

※原則、世帯主以外の口座に振り込みはできません。

※当該金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が記載された資料を添付してください。

※訪問調査による生活状況の把握が困難である場合や口座振込を継続することで速やかな支給が難しくなる場合など、生活保護の実施上必要であると福祉事務所長が認める場合、保護金品の支給区分を変更(窓口払い)することがあります。

生活保護法(昭和25年法律第144号)

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。